

議案第 9 号

我孫子市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 1 月 2 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

下水道使用料の適正化のため、下水道使用料を改定するため提案するものです。

我孫子市下水道条例の一部を改正する条例

我孫子市下水道条例(昭和44年条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前																																	
(使用料の算定方法)		(使用料の算定方法)																																	
第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。		第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算出した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>一般</th> <th>基本</th> <th>従量使用料</th> </tr> <tr> <th>汚水</th> <th>使用 料</th> <th>排除汚水量</th> <th>使用料(1 立方メー トルにつ き)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">990円</td><td>10立方メー トルまで</td><td>7円</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">11立方メー トルから20 立方メート ルまで</td><td>132円</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">21立方メー トルから30 立方メート ルまで</td><td>139円</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">31立方メー ル</td><td>161円</td><td></td></tr> </tbody> </table>		一般	基本	従量使用料	汚水	使用 料	排除汚水量	使用料(1 立方メー トルにつ き)	990円		10立方メー トルまで	7円	11立方メー トルから20 立方メート ルまで		132円		21立方メー トルから30 立方メート ルまで		139円		31立方メー ル		161円		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>排除汚水量</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般汚水</td> <td>10立方メートルまで (基本水量) 11立方メートル以上 (超過水量)</td> <td>990円 別表第1 に定める 単価</td> </tr> <tr> <td>営業汚水</td> <td>1立方メートルにつ き</td> <td>20円</td> </tr> </tbody> </table>			排除汚水量	使用料	一般汚水	10立方メートルまで (基本水量) 11立方メートル以上 (超過水量)	990円 別表第1 に定める 単価	営業汚水	1立方メートルにつ き	20円
一般	基本	従量使用料																																	
汚水	使用 料	排除汚水量	使用料(1 立方メー トルにつ き)																																
990円		10立方メー トルまで	7円																																
11立方メー トルから20 立方メート ルまで		132円																																	
21立方メー トルから30 立方メート ルまで		139円																																	
31立方メー ル		161円																																	
	排除汚水量	使用料																																	
一般汚水	10立方メートルまで (基本水量) 11立方メートル以上 (超過水量)	990円 別表第1 に定める 単価																																	
営業汚水	1立方メートルにつ き	20円																																	

トルから40	
立方メート	
ルまで	
41立方メー	204円
トルから50	
立方メート	
ルまで	
51立方メー	277円
トルから10	
0立方メー	
トルまで	
101立方メ	380円
ートル以上	
営業	排除汚水量 1 立方メートル
汚水	につき 20円

2 及び 3 略

(手数料)

第17条の2 市長は、別表に定めると
ころにより、申請者から手数料を徴
収する。

2 及び 3 略

2 及び 3 略

(手数料)

第17条の2 市長は、別表第2に定め
るところにより、申請者から手数料
を徴収する。

2 及び 3 略

別表第1（第16条関係）

超過水量に係る使用料単価

<u>排除汚水量</u>	<u>使用料単価</u>
(1立方メートルにつき)	
11立方メートル以上	124円

<u>20立方メートルまで</u>	
<u>21立方メートル以上</u>	<u>131円</u>
<u>30立方メートルまで</u>	
<u>31立方メートル以上</u>	<u>151円</u>
<u>40立方メートルまで</u>	
<u>41立方メートル以上</u>	<u>192円</u>
<u>50立方メートルまで</u>	
<u>51立方メートル以上</u>	<u>261円</u>
<u>100立方メートルまで</u>	
<u>101立方メートル以上</u>	<u>358円</u>

別表 (第17条の2関係)

略

別表第2 (第17条の2関係)

略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して使用する公共下水道の施行日以後最初に算定される排除汚水量に係る下水道使用料については、改正後の第16条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。